

2024年7月5日

東京都港区芝一丁目14番10号
佐鳥電機株式会社
代表取締役 佐鳥 浩之

新設分割に係る事前開示書類

佐鳥電機株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年6月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2024年8月30日（以下「成立日」といいます。）を成立の日として SHIBA 株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、当社の電動工具並びに園芸器具用トリガースイッチの製造販売事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に従い、以下のとおり新設分割計画の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本新設分割に際して、新設会社は、当社に対して普通株式100株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。かかる株式数については、当社が設立会社が発行するすべての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、設立会社の効率的な管理等を考慮し、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

4. 成立日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2024年2月末日現在の連結貸借対照表における資産の額は78,293百万円、負債額44,556百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。その後、これ

らの額に重大な変動は生じておらず、成立日までに生じることも見込まれておりません。

さらに、本新設分割後の当社の収益状況について、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点において見込まれません。したがって、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

なお、承継させる予定の資産及び負債の金額は、2024年5月末日現在の貸借対照表における簿価（予想）を記載しています。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。そのため、当社が負担する債務については、成立日以降も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

本新設分割により、新設会社が当社から承継する予定の資産の額は、185百万円、負債の額は85百万円となる見込みです。また、新設会社が当社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、成立日までの間も、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。

以上より、成立日における新設会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、新設会社の本新設分割後の事業活動において予想される新設会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしました。本新設分割により当社から新設会社に承継される債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。

したがって、本新設分割により当社から新設会社に承継される債務については、成立日以降も新設会社による履行の見込みがあると判断しております。

なお、本新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画の内容

(次頁に添付の通り)

新設分割計画書

佐鳥電機株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社が営むトリガースイッチの製造販売事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、会社分割により新たに設立する SHIBA 株式会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 （新設分割）

分割会社は、本計画の定めに従い、本事業に関して有する承継対象資産等（第4条第1項に定義する。）を分割して新会社に承継させる本新設分割を行う。

第2条 （新会社の定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他の新会社の定款で定める事項は、別紙 1.1「定款」記載のとおりとする。

第3条 （新会社の設立時取締役）

新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

高村 和彦

第4条 （承継する権利義務等）

1. 新会社は、本新設分割により、分割会社から別紙 1.2「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象資産等」という。）を承継する。なお、2024年5月末時点（予想）の本事業に係る貸借対照表（売主に適用される一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って作成された売主の貸借対照表に基づき、善良な管理者の注意をもって売主により作成された貸借対照表をいう。以下「本基準 B/S」という。）は、別紙 1.3 のとおりである。
2. 承継対象資産等のうち、分割会社から新会社に対する債務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。なお、承継対象資産等に含まれる債務について、分割会社が履行その他の負担をした場合、分割会社は、新会社に対して当該負担を求償することができる。

第5条 （本新設分割に際して交付する株式の数）

新会社は、分割会社に対して、本新設分割に際して普通株式 100 株を発行し、その全てを、前条に定める権利義務の対価として、分割会社に交付する。

第6条 （新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の効力発生日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金 8,000 万円
- (2) 資本準備金の額 金 2,000 万円

第7条 (効力発生日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は、2024年8月30日とする。但し、分割会社は、本新設分割の手の続の進行に依じ必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第8条 (本計画の承認)

分割会社は、前条に定める効力発生日の前日までに、取締役会において、本計画の承認及び本新設分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第9条 (会社法第21条の不適用)

本新設分割には、会社法第21条第1項の適用がない。

第10条 (本計画の変更等)

本計画作成後、効力発生日に至るまで、分割会社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくは生じることが明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、分割会社は、本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第11条 (本計画の効力)

本計画は、以下の場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日までに第8条に定める取締役会における承認が得られない場合
- (2) 効力発生日までに本新設分割の実行に必要なとされる関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合

第12条 (規定外事項)

本計画に定めのない事項その他、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、分割会社がこれを定める。

以上

2024年6月20日

東京都港区芝一丁目14番10号

佐鳥電機株式会社

代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之



別紙 1.1

定 款

SHIBA株式会社

SHIBA株式会社定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、SHIBA株式会社と称する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① トリガースイッチその他の機械器具の開発、設計、製造加工、販売、輸出入及び保守
- ② 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店所在地)

当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

第4条 (公告)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第6条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第7条 (株式の譲渡制限)

1. 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認機関は、株主総会とする。

第8条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、当社の株式を相続その他一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (自己株式の取得)

1. 当社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する当社の株式の全部又は一部を取得することができる。
2. 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求

することができない。

第10条 (株主割当による募集株式の発行)

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役による決定によって定める。

第11条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。但し、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

第12条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

第13条 (手数料)

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条 (基準日)

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ法令に従い公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

第15条 (株主の住所等の届出等)

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

第3章 株主総会

第16条 (権限)

当会社の株主総会は、会社法に規定する事項及び当会社の組織、運営、管理その他の当会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

第17条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役（取締役が複数名いる場合は代表取締役）がこれを招集する。代表取締役に事故がある場合又は支障が生じた場合において、取締役を複数置いたときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる各株主に招集通知を発するものとする。
4. 株主総会は、その総会において議決権を行使することのできる全ての株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第18条（株主提案権）

総株主の議決権の100分の1以上を有する株主は、株主総会の4週間前までに、株主総会に議案を提案することができる。

第19条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故がある場合又は支障が生じた場合において、取締役を複数置いたときは、あらかじめ定める順序に従い、他の取締役がこれに代わるものとし、他に取締役がないときは、株主総会の決議により出席者の中から議長を選定するものとする。

第20条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第21条（決議の省略）

株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項について議決権を行使することのできる全ての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第22条 (議決権の代理行使)

1. 株主は代理人によって議決権を行使することができる。但し、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。
2. 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

第23条 (株主総会議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

第24条 (取締役の員数)

当会社は、取締役1名以上3名以内を置く。

第25条 (取締役の選任の方法)

1. 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第26条 (代表取締役及び役付取締役)

1. 取締役を複数置いた場合には、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。
2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を統括する。
3. 取締役の互選によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第27条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計算

第28条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第29条 (剰余金の配当)

1. 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に剰余金を配当することができる。
2. 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。
3. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附則

第30条 （設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

当社の設立に際して出資される財産の最低額は金1億円とする。

第31条 （最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2025年3月31日までとする。

第32条 （法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上

別紙 1.2

承継権利義務明細表

新会社は、本新設分割により、効力発生日における分割会社の本事業に属する次の権利義務を分割会社より承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務については、本基準 B/S を基礎とし、これに効力発生日の前日までに通常の業務の過程で発生した増減を加味した上で確定する。

1. 権利義務

売主が本事業に関して有する権利義務の一切（売主が所有する無形固定資産及び有形固定資産の一切（金型、検査機器及び菊名事務所の土地建物を含む。）。但し、クロージング日における本事業に係る売掛金、立替金、未払金、未収金、買掛金その他の仕入債務、商品・製品在庫の一切、及び金型のうち 2025 年度以降（2025 年 6 月以降）の使用開始を予定するものを除く。

2. 契約（雇用契約を除く。）

新会社の成立日直前時点において、有効に存続し、分割会社を当事者とする本事業に関連する一切の契約及びこれに基づく一切の権利義務

3. 雇用契約

別添記載の従業員との間で締結された労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、退職給付債務以外の効力発生日前の期間に対応する労働債権債務を除く。

本基準 B/S

SHIBA 株式会社(新会社)

貸借対照表

(2024年6月31日)

[設立時(予想)]

(単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	185,043	固定負債	85,043
金型	40,470	退職給付引当金	85,043
機械装置	88,178	負債合計	85,043
工具器具備品	5,364	株主資本	100,000 (株式対価)
建設仮勘定	44,684	資本金	80,000
建物付属設備	14,253	資本剰余金	20,000
構築物	896	資本準備金	20,000
土地	95,057		
ソフトウェア	3,860		
(▲減損予定額)*	▲ 107,720		
資産合計	185,043	負債・純資産合計	185,043

*24/5月末 減損処理予定(対価100Mとの差)

別添

承継対象従業員

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.
- 11.
- 12.
- 13.
- 14.
- 15.
- 16.
- 17.
- 18.
- 19.
- 20.
- 21.
- 22.
- 23.
- 24.
- 25.
- 26.
- 27.
- 28.
- 29.

